

学校いじめ防止基本方針

長崎玉成高等学校（以下、本校とする）は平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第12条・13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を、次のように定める。

○いじめ防止の基本方針

生徒一人ひとりが心豊かで安全・安心な学校生活を送れるように、いじめの「防止」・「早期発見」・「対処」・「解決」・「家庭や地域との連携」を組織的に行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒などが在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」）

【いじめ防止などの対策のための組織】

本校は、「いじめ防止対策推進法第22条により、「いじめ対策委員会」を設置する。委員会の構成員は、校長（委員長）・教頭（副委員長）・教務主任・教育相談担当教員・特別支援教育コーディネーター・生徒指導担当教員・進路指導担当教員・養護教諭・学年主任・各科主任・学級担任・副担任・部活動顧問とする。なお、必要に応じて関係機関の専門家に参加を依頼する。

【いじめ防止などの対策の基本法】

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。また、いじめは決して許されないことの理解を促し、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

【いじめ防止】

本校は、「いじめ防止」のために次のことを推進する。

- (1)いじめの問題を生徒自ら考え、解決できる集団づくりに努める。
- (2)生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、起立正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
- (3)「道徳の時間」を1学期各1回実施する。
- (4)「人権同和教育」を1学期に実施する。
- (5)生徒総会において「いじめ根絶」の方法について議論する。
- (6)教職員の言動がいじめを助長することがないように、指導のあり方に最新の注意を払う。とくに、障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深めるよう努める。
- (7)生徒が安心でき、「自己肯定感」・「充実感」を感じられるようにする。
- (8)インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応として、学校ネットパトロールを実施する。
- (9)生徒が学校生活でストレスを生まないように生活環境を整える。
- (10)「取組評価アンケート」を実施する。速やかに集計し、「いじめ対策委員会」で会議を行い、校内研修を実施する。評価結果はホームページに掲載する。

【いじめの早期発見】

「早期発見」・「早期対応」が解決するためには重要である。

本校は、教職員の目の届きにくいところで発生しやすいので、学校・家庭・地域・関係機関と連携して、生徒の実態把握に努める。

- (1)「いじめのアンケート」を各学期1回実施する。
- (2)生徒の些細な変化が見られたら、担任は個人面談や情報収集を行い、教育相談担当教員に報告し、教育相談担当教員は、担任等関係職員に連絡する。教職員は常に情報を共有しておく。教育相談担当教員はいじめについての情報を管理する。情報はすべて「いじめ対策委員会」に報告する。
- (3)教育相談担当教員はスクールカウンセラーと生徒の橋渡しを行う。
- (4)教職員は学級日誌等を生徒の動向把握のために活用する。
- (5)教職員は養護教員と連絡を密にとり生徒の様子を把握しておく。
- (6)教職員は普段から保護者との信頼関係を築き、保護者が相談しやすい体制を作っておくとともに、生徒への態度や関わり方を見直す。また、夏休みに、教員・生徒・保護者の三者面談を実施する。